

【事前の取決め】

厚木市文化会館の緊急時の対応について

1. 厚木市文化会館は、震度5弱以上の地震や火災が発生した場合には、原則として、公演又は催事を中止していただく施設です。

※当施設は、「気象庁が発表した厚木市の震度」に基づいて震度の判断を行います。

2. 震度5弱以上の地震や火災等の緊急事態が発生した場合は、指定の専門業者による安全点検が終了し、厚木市との利用再開の協議が終わるまでは、翌日以降の施設貸出しを行いません。

3. 震度5弱以上の地震や火災等の緊急事態発生に伴い、公演又は催事を中止した場合や翌日以降の貸出しを行わなかった場合は、既にお支払いいただいた施設利用料金は全額還付いたします。

なお、公演又は催事の中止により発生した入場料収入、公演実施に伴う費用等の損失補てんについては、当財団は一切の責任を負いません。

4. 公演又は催事を主催する主催者は、非常時の会場責任者1名及び避難誘導員4名以上（その内1名は統括責任者、大ホール2階席使用の場合は6名）を予め決定し、所定の用紙により事前に届け出るものとします。

5. 災害時には、避難誘導等、主催者が責任をもって観客等の安全を図るものとします。

以上の事項について説明を受け、理解し、遵守します。

公益財団法人厚木市文化振興財団 理事長 殿

令和 年 月 日

| | |
|-------|--|
| 利用日 | 公演名・催物名 |
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | 主催者 |
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | 印 |
| 利用施設 | 大ホール 小ホール 集会室 展示室 さつき もみじゆり 会議室 301 会議室 302 練習室 303 会議室 304 |

本申請時（利用料金納付時）に、「事前の取決め」が提出できない場合

厚木市文化会館の利用にあたって、期日までに定められた書類を提出できない場合は、ご利用をお断りする場合があります。

事前提出書類の提出期限

- 事前の取決め …… 仮予約から本申請(利用料金の納付)までに提出**
 - ※予約と同時に本申請(利用料金の納付)を行う場合は納付から2週間以内に
 - ※利用日まで2週間を切る場合は利用日当日までに

- 避難誘導員配置表 …… 舞台打合せまでに提出**

上記、了承しました。

申請担当者署名 _____

| | |
|-------|--|
| 利用日 | 公演名・催物名 |
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | 主催者 |
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | |
| 利用施設 | 大ホール 小ホール 集会室 展示室 さつき もみじゆり 会議室 301 会議室 302 練習室 303 会議室 304 |